

〔茶傳集九〕一疊のへりは、書院廣座敷を二疊一疊半の侘小座敷ニ至ル迄、一寸ベリ定法也、

〔貞要集三〕疊敷様の事

一疊にさし表さし裏有、床疊は床縁にさし表成申候様に敷申候、道具疊大目ぬめ敷居の際は、水指置合るに疊の目敷に合る也、疊縁曲り柱ぬめ敷居際まで、一分二分幅狭く成ても、丸目を見申候様に疊屋へ好可申候、疊の縁半目に懸らぬやうに致候、總て床前は床形に丸一疊を見申候様に敷申候、四疊半敷様は、床疊、客疊、踏込疊、道具疊、爐疊は半疊に切申候、然共床の付様によりて、半疊を勝手口に敷、丸一疊に爐切申事あり、それは床前丸疊を見申候様に敷申故也、風爐にはいつとても半疊を勝手口に敷申事也、又四疊半の疊敷様、疊の藺筋、客疊と道具疊の縁へ真直に通り候様に、爐如法切也、爐際の疊は、縁道具疊の向の縁に際付也、藺筋客疊道具疊と見通す也、疊縁は幅七分也、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、參候、常修院殿常修院殿、梶井宮、常ニ御物語ニ、疊ニ本末ト云コト

アリ、多ハ人ノ知ラヌモノ也、本末ヲ吟味シテ敷タルタ、ミハ少ナキ者也、氣ヲ付テミルベシト仰○近衛家照○中略ラレシガ、真ニナキモノ也、疊ノヌヒ出シノ方ヲ本トス、目モロクニシテ、子ジレモナシ、

ヌヒサキハ何トシテモ目モ半ニカ、リ、子ジレアル故ニ、爐ノキハ本ノ方ヲ敷カ子バ、ジダラクナルモノ也ト仰ラル、十四日、參候、疊ニ本末ト云コトアリト仰ラレシヲ再ビ窺フ、仰ニ、ヌヒ出シノ所ハ、キハモ正ク、目通りモ正シ、是ヲ本トス、ソレナリニ推出シテイデ、向ノ方ハナリ次第ニヘリヲツクル故ニ、目通りモナニトシテモ正シカラズ、子ジレモアルモノ也ト仰ラル、

〔茶道早合點上〕茶室

風爐の先にある窓を風爐先窓と云、○中略

突上窓つぎあがまど てんまどなり、尺八竹として七寸二三分なり、又鳴のはしとして木にても作、竹は長きはふ